

議会活性化対策特別委員会 中間報告書

平成19年第4回議会定例会において、特別委員会が設置されて以来、11回の協議を重ね議会活性化と議会審議機能の充実を図るため、活発な協議をしてまいりました。

当委員会の設置期間を1年間の目標として進めてまいりまして、早、半年を経過しましたので、ここに中間報告をいたします。

協議事項

1. 町民に開かれた議会

議会チラシの配布

議会定例会の前に、議会日程と一般質問の質問者・期日・質問内容を記載したチラシを作成し、地方紙新聞折込により周知を図った。

議会報告会の実施

町の重要案件の決定内容を住民にその過程などについて説明をし、生の住民の声を議会活動に反映させた。

その他

平日に議会傍聴に来ることができない住民のために、休日議会及び夜間議会の開催や光ケーブルを活用した議会中継について、現在協議中である。

2. 議会活性化について

議員の議会審議の充実を図るため議員研修会を開催する。

3. 常任委員会の活性化についての検討事項

各常任委員会との相互の意見交換会及び正副委員長会議の開催について検討する。

その他としての検討事項

ア、議員全員による議論の場の設置について

イ、予算、決算特別委員会の設置について

4. その他

南会津町議会基本条例の制定について

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体は自らの責任において、その組織、運営に関する様々な決定を行うこととなった。

これにより、地方議会も従来の監視及び評価に、政策立案及び政策提言を要求されている。

また住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙する二元代表制の下、町民の代表として選ばれている議員と町長は、それぞれが町民の負託にこたえる責務を負っている。これらのことから、当、特別委員会は南会津町議会基本条例の必要性を鑑み、制定にあたっての基本条例の前文(案)について、策定する方向で検討する。

以上、平成19年10月19日付けで議会運営委員会より答申された、「議会活性化にかかる答申」内容を基本とし、「議会活性化対策特別委員会」において協議・検討してきた事項について、中間報告をいたします。

なお、記載事項以外にも現在検討中のものもありますので、今年12月議会定例会には最終報告書を取りまとめることといたします。

平成20年9月4日

南会津町議会議長 渡部 康吉 様

議会活性化対策特別委員会 委員長 芳賀沼 順 一